

平成28年 2月 2日

各都道府県薬剤師研修協議会会長 殿

公益財団法人日本薬剤師研修センター

理事長 豊島 聡

## 研修認定薬剤師の申請について

日頃は、当研修センターの業務に関し、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、年度替わりが間近となり、研修認定薬剤師の新たな申請が増加する時期となりました。申請受付をお願いしております研修協議会の皆様には、お手数をおかけいたしますが、受付、点検等にこれまで同様ご尽力くださいますよう、お願い申し上げます。

薬剤師の生涯学習は、薬剤師自らが自己の意志に基づいて行うもので、受講した研修会の日時や内容の記録、研修受講シール（単位）の管理、申請に際しての研修手帳への記入・研修受講シール貼付等は、認定申請者自らの責任の下に行われております。受付、点検に当たっては、錯誤等による誤謬を生じることのないよう、これまで同様、綿密な確認を行っていただきたく、改めてお願い申し上げます。なお、虚偽の内容による申請の場合は、認定の取消しが行われますので、注意喚起も併せてお願い申し上げます。

(参考)

研修認定薬剤師制度実施要領（抄）

## 5-2 研修認定薬剤師の取消し

- (1) 以下のアからウに該当する者は、その認定を取消す。
  - ア 薬剤師の資格を失った者
  - イ 薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者
  - ウ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為のあった者
- (2) 認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該者にその旨を通知し、その求めがあったときは、その者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- (3) 研修認定薬剤師の取消しは、認定制度委員会に諮った上で決定する。

注) 上記参考の5-2(1)は、現在次のようになっています（平成30年10月）

## 5-2 研修認定薬剤師の取消し

- (1) 以下のアからエに該当する者は、その認定を取消す。
  - ア 薬剤師の資格を失った者
  - イ 薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者
  - ウ 提出資料において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者
  - エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為のあった者